

菊 川 市
子ども・子育て支援事業計画
～中間年（平成 29 年度）の見直し～



©菊川市

平成 30 年3月

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の見直しにあたって.....	1
第1節 菊川市子ども・子育て支援事業計画について.....	1
第2節 中間年（平成29年度）における見直しについて.....	1
第2章 中間年における見直しの範囲.....	3
第1節 将来推計人口における子どもの数の予測.....	3
第2節 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分.....	4
（1）教育・保育 1号認定及び2号認定	
（2）教育・保育 3号認定	
第3節 子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容.....	8
（1）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	
（2）乳児家庭全戸訪問	
（3）放課後児童クラブ	

第1章 子ども・子育て支援事業計画の見直しにあたって

第1節 菊川市子ども・子育て支援事業計画とは

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町村において様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況、利用希望を把握したうえで、5年1期とする事業計画を策定し、その計画に基づき事業を実施することとなっています。

本市においては、平成22年3月に策定した「菊川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画と位置付け、平成27年3月に「菊川市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度、以下「事業計画」という。）を策定し、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を推進しています。

平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)						
子ども・子育て支援事業計画						
次世代育成支援行動計画(延長)						
				中間見直し		見直し

第2節 中間年（平成29年度）における見直しについて

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされており、平成29年1月には内閣府より市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方、見直しの要否の基準が示されました。

その中で平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みより10%以上のかい離がある場合には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要と記されています。

当市でも、国の指示に従い、子ども子育て支援新制度の開始から2年が経過し、事業計画策定時と社

会情勢なども変化していることから、現行計画の数値と実績値など再確認した上で、10%以上のかい離のある次の事業に関する29年度～31年度の「量の見込み」及び「確保の方策」について見直すこととし、子ども・子育て会議において協議を行います。

《現行計画における見直しの範囲》

第1章 第1節 将来人口における子どもの数の予測【現行計画P43】

第2章 第1節 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分

(1) 教育・保育 1号認定及び2号認定【現行計画P48】

(2) 教育・保育 3号認定【現行計画P49～P50】

第2章 第2節 子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容

(2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）【現行計画P52】

(7) 乳児家庭全戸訪問【現行計画P57】

(10) 放課後児童クラブ【現行計画P60】

◎市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き） 抜粋

2. 見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み $\leq$ 90%、110% $\leq$ 実績値／量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合又は、

②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない（実績値 $>$ 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい）。

第2章 中間年における見直しの範囲

第1節 将来推計人口における子どもの数の予測【現行計画 P43】

単位：人

児童年齢	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳児	438 (377)	424 (366)	434 (354)	421 (343)	411 (329)
1 歳児	442 (399)	455 (385)	464 (374)	452 (362)	438 (351)
2 歳児	445 (425)	426 (396)	459 (382)	467 (371)	455 (359)
3 歳児	450 (446)	448 (428)	449 (398)	463 (384)	471 (373)
4 歳児	432 (430)	450 (442)	444 (424)	445 (394)	459 (380)
5 歳児	458 (434)	434 (425)	444 (437)	442 (419)	443 (390)
0～5 歳合計	2,665 (2,511)	2,637 (2,442)	2,694 (2,369)	2,690 (2,273)	2,677 (2,182)
6 歳児 (小1)	438 (446)	463 (432)	428 (423)	442 (435)	441 (417)
7 歳児 (小2)	467 (473)	441 (442)	462 (428)	434 (419)	448 (431)
8 歳児 (小3)	479 (426)	468 (464)	441 (433)	460 (419)	432 (410)
9 歳児 (小4)	449 (463)	479 (424)	465 (462)	441 (431)	460 (417)
10 歳児 (小5)	488 (481)	449 (461)	479 (422)	465 (460)	441 (429)
11 歳児 (小6)	478 (423)	487 (473)	450 (453)	480 (415)	466 (452)
6～11 歳合計	2,799 (2,712)	2,787 (2,696)	2,725 (2,621)	2,722 (2,579)	2,688 (2,556)
合計	5,464 (5,223)	5,424 (5,138)	5,419 (4,990)	5,412 (4,852)	5,365 (4,738)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、平成24～28年の住民基本台帳（含む外国人登録人口）を元にコーホート法により推計した値。平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値で平成21～25年の住民基本台帳（含む外国人登録人口）を元にコーホート法により推計した値

第2節 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分

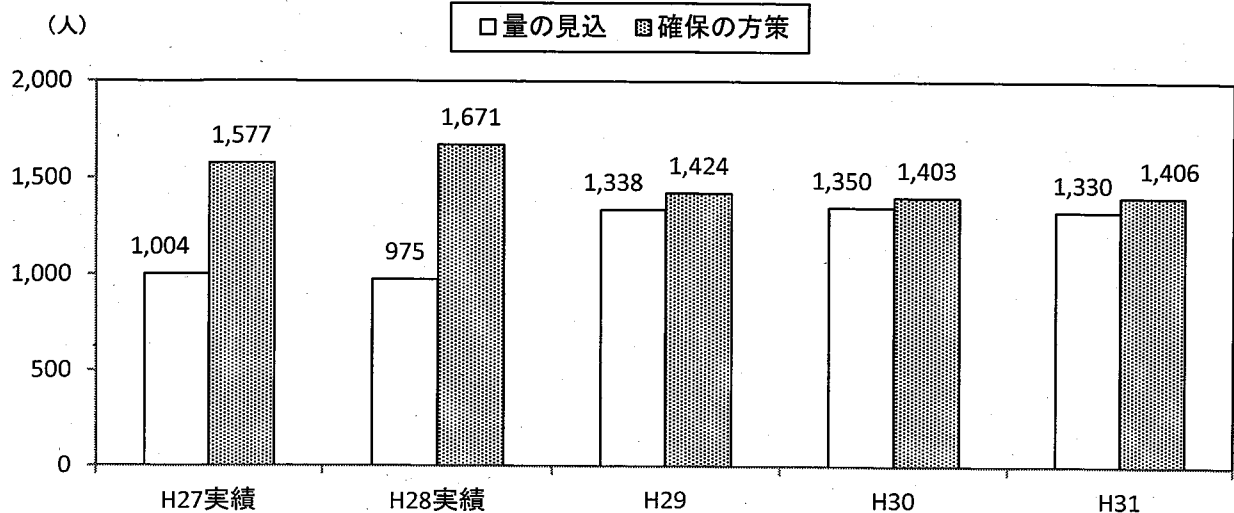
(1) 教育・保育 1号認定及び2号認定【現行計画 P48】

教育・保育を必要とする1号認定及び2号認定の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,004 (1,285)	975 (1,278)	1,338 (1,261)	1,350 (1,233)	1,330 (1,208)
1号認定	280 (418)	250 (413)	628 (401)	680 (381)	659 (363)
2号認定	724 (867)	725 (865)	710 (860)	670 (852)	671 (845)
教育ニーズ	167 (167)	165 (165)	160 (160)	152 (152)	145 (145)
その他	557 (700)	560 (700)	550 (700)	518 (700)	526 (700)
確保の方策	1,577 (1,670)	1,671 (1,670)	1,424 (1,670)	1,403 (1,670)	1,406 (1,670)
特定教育・保育	1,249 (1,240)	1,335 (1,430)	1,424 (1,670)	1,403 (1,670)	1,406 (1,670)
1号認定	610 (540)	610 (635)	770 (755)	680 (755)	659 (755)
2号認定	639 (700)	725 (795)	654 (915)	723 (915)	747 (915)
確認を受けない幼稚園	328 (430)	336 (240)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、菊川市幼保施設整備計画策定基礎調査（平成28年度実施）の数値を活用。平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値



【取り組みについて】

量の見込みに対し、確保の方策が多くなっています。ニーズに対しサービス提供が行える見込みです。幼稚園の認定こども園化を図ります。

(2) 教育・保育 3号認定【現行計画 P49～P50】

【保育利用率】

3号認定の保育利用率は、これからの需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
0～2歳の推計児童数	1,325 (1,201)	1,305 (1,147)	1,357 (1,110)	1,340 (1,076)	1,304 (1,039)
確保の方策	371 (472)	383 (472)	415 (472)	502 (472)	530 (472)
保育利用率	28.0% (39.3%)	29.3% (41.2%)	30.6% (42.5%)	37.5% (43.9%)	40.6% (45.4%)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、菊川市幼保施設整備計画策定基礎調査（平成28年度実施）の数値を活用し、平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値。

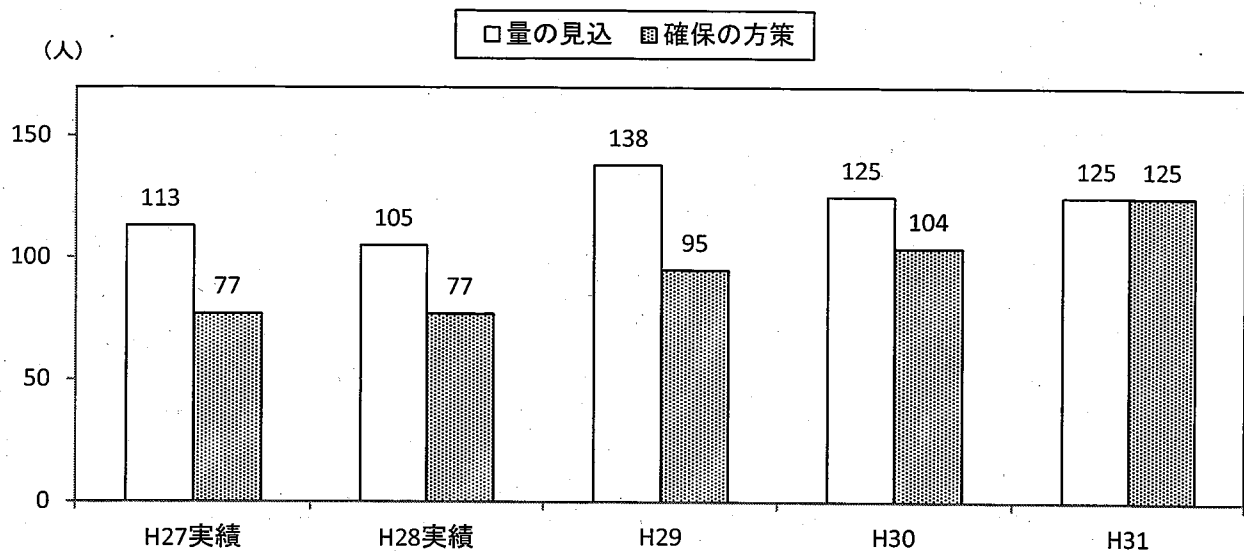
【0歳】

3号認定のうち、0歳児の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	113 (112)	105 (112)	138 (112)	125 (112)	125 (112)
確保の方策	77 (112)	77 (112)	95 (112)	104 (112)	125 (112)
特定教育・保育施設	77 (112)	77 (112)	77 (112)	86 (112)	93 (112)
特定地域型保育事業	(0)	(0)	18 (0)	18 (0)	32 (0)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、菊川市幼保施設整備計画策定基礎調査（平成28年度実施）の数値を活用し、平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値。



【取り組みについて】

量の見込みが確保の方策を上回っています。幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業により早期のサービス提供が行えるよう取り組みを進めていきます。

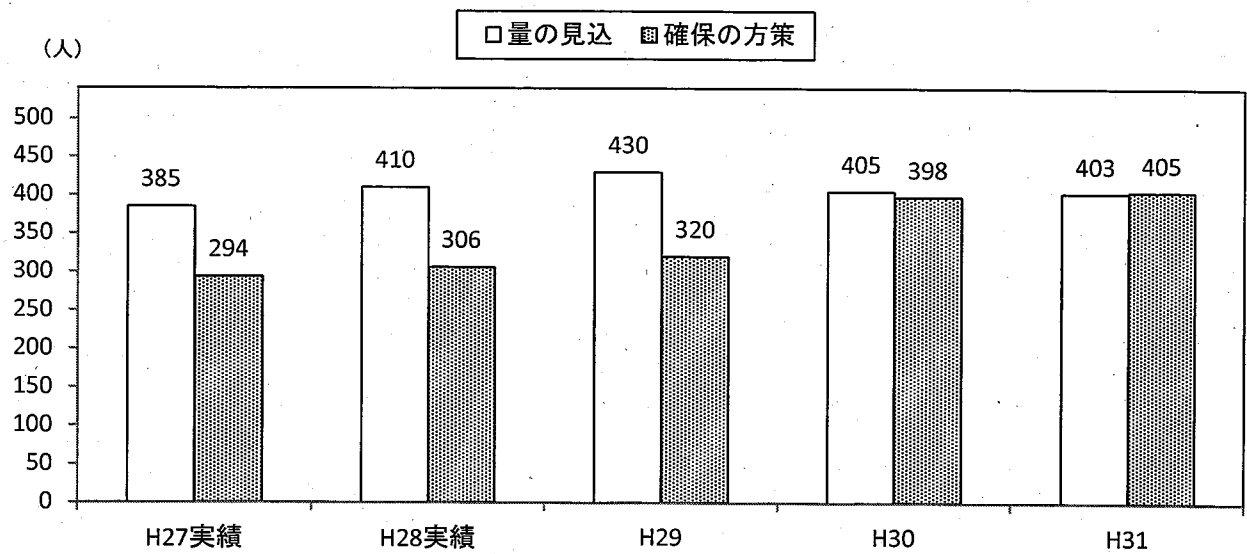
【1・2歳】

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込み及び確保の方策は、過去の需要なども踏まえると、おおむね以下のように推移すると予測されます。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	385 (360)	410 (360)	430 (360)	405 (360)	403 (360)
確保の方策	294 (360)	306 (360)	320 (360)	398 (360)	405 (360)
特定教育・保育施設	294 (360)	306 (360)	304 (360)	382 (360)	389 (360)
特定地域型保育事業	(0)	(0)	16 (0)	16 (0)	16 (0)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、菊川市幼保施設整備計画策定基礎調査（平成28年度実施）の数値を活用し、平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値



【取り組みについて】

量の見込みが確保の方策を上回っています。幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業により早期のサービス提供が行えるよう取り組みを進めていきます。

第3節 子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容

(1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）【現行計画 P52】

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業です。

【対象児童】

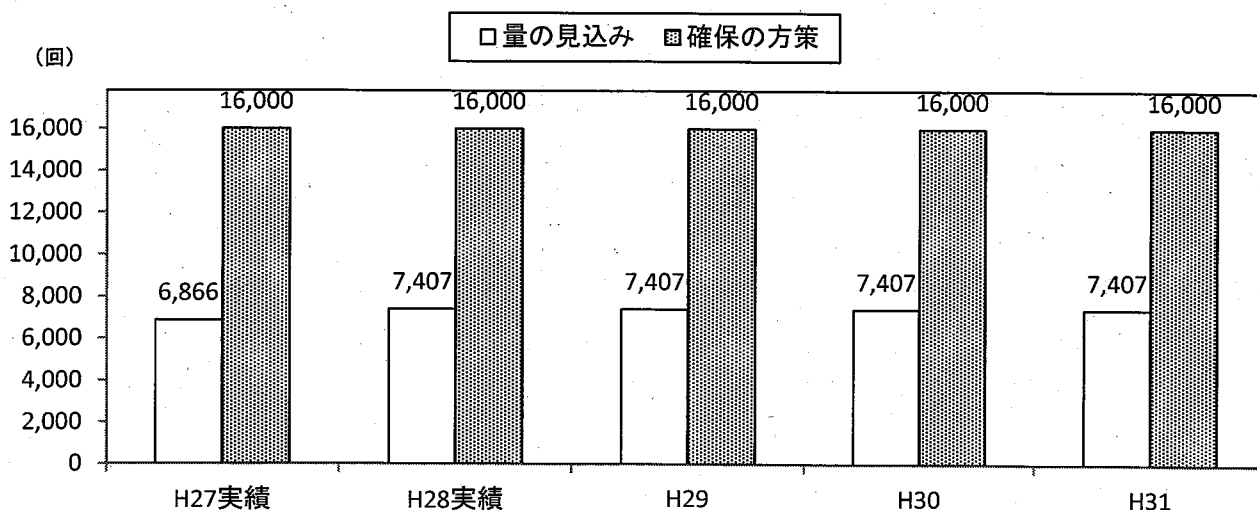
対象児童は、幼稚園に入所している児童で、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている者となります。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：回

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	6,866 (14,043)	7,407 (13,882)	7,407 (13,496)	7,407 (12,831)	7,407 (12,253)
1号認定	6,866 (242)	7,407 (239)	7,407 (232)	7,407 (221)	7,407 (211)
2号認定	0 (13,801)	0 (13,643)	0 (13,264)	0 (12,610)	0 (12,042)
確保の方策	16,000 (9,380)	16,000 (11,430)	16,000 (13,480)	16,000 (13,480)	16,000 (13,480)
(施設数)	3 (4)	4 (5)	4 (6)	4 (6)	4 (6)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で平成27、28年度は実績値、平成29、30、31年度は、最大利用人数値（平成28年度）。また、カッコ内は現行計画の数値



【取り組みについて】

事業実施を行う施設を増やし、量の見込みに対し確保の方策を満たしていきます。ニーズに対してサービス提供が行えるようにします。

(2) 乳児家庭全戸訪問【現行計画 P57】

【概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【対象者】

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を対象とします。

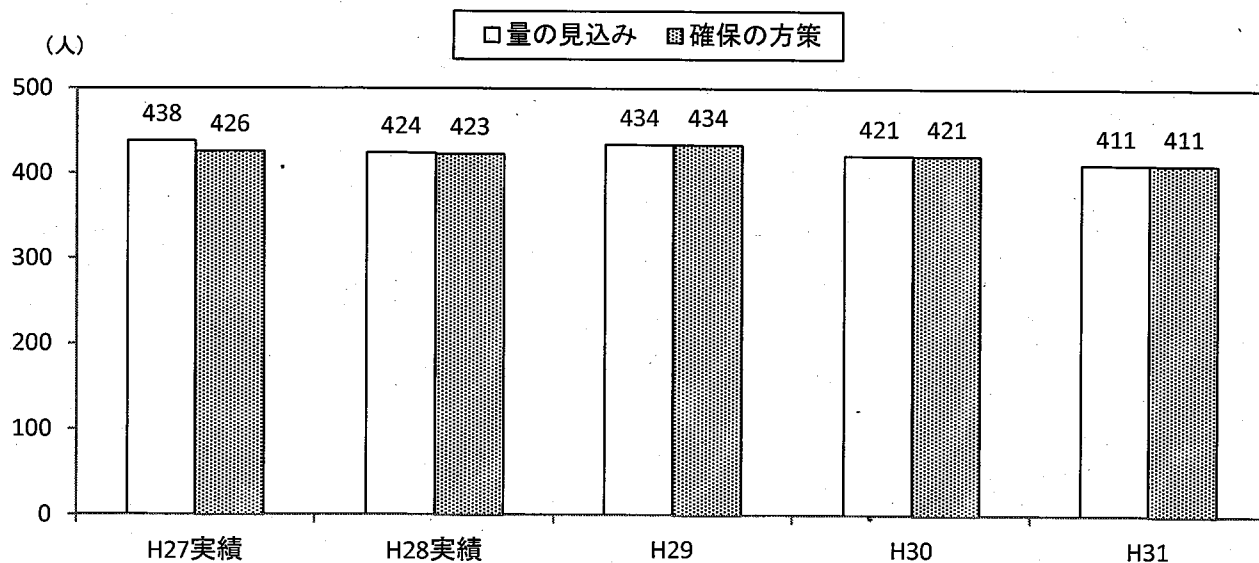
原則として市内在住者になりますが、出産などで里帰りしている母親が居住している市町村の関係課より依頼があった場合については、菊川市の保健師が訪問を行います。

量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	438 (377)	424 (366)	434 (354)	421 (343)	411 (329)
確保の方策	426 (377)	423 (366)	434 (354)	421 (343)	411 (329)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、平成24～28年の住民基本台帳（含む外国人登録人口）を元にコーホート法により推計した0歳児人数の数値。平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値



【取り組みについて】

量の見込みと確保の方策が同じとなっています。ニーズに対してサービス提供が行える見込みです。

(3) 放課後児童クラブ【現行計画 P60】

【概要】

小学校の授業終了後や春休み、夏休み、冬休みの期間中等に、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図り、子育て支援を推進します。

【対象児童】

原則として小学1～6年生の児童を対象としますが、学区によって定員があります。小学4年生以上については、受け入れが可能なクラブから順次受け付けます。

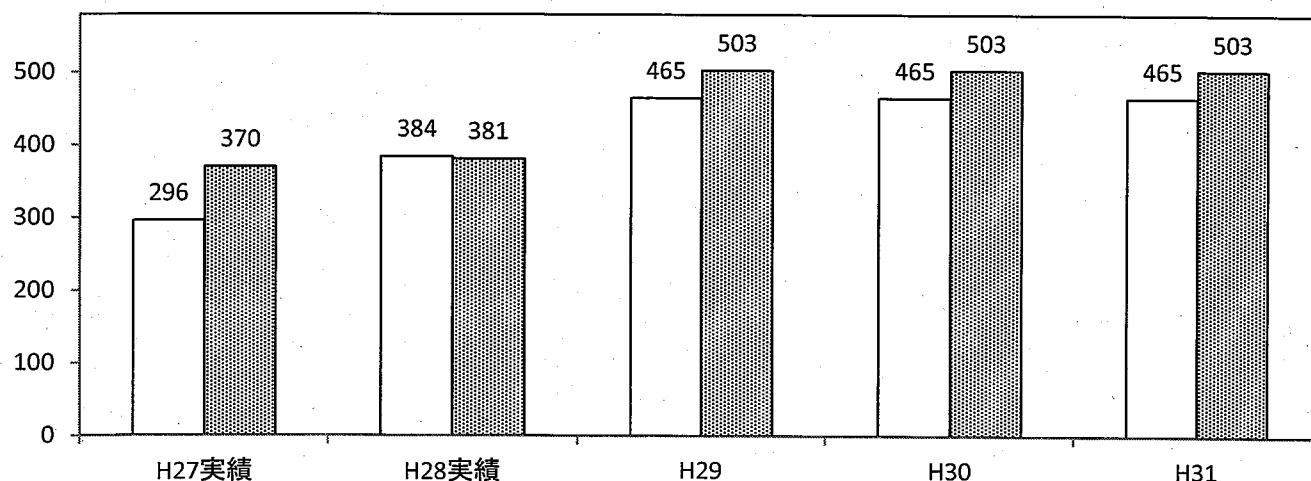
量の見込みと確保の方策は以下のようになります。

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	296 (407)	384 (411)	465 (409)	465 (412)	465 (411)
(1～3年生)	289 (300)	359 (305)	398 (305)	398 (310)	398 (310)
(4～6年生)	7 (107)	25 (106)	67 (104)	67 (102)	67 (101)
確保の方策	370 (333)	381 (372)	503 (385)	503 (411)	503 (452)
(施設数)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)

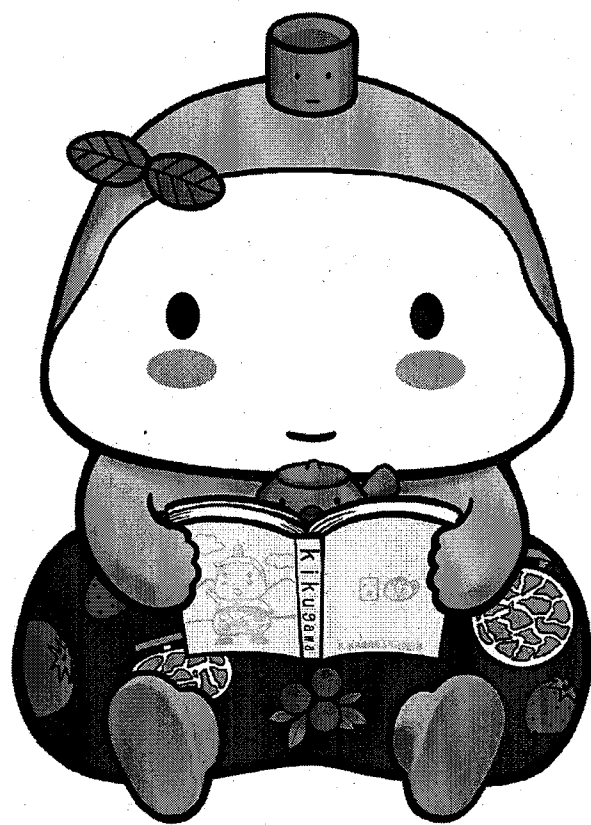
※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、平成24～28年の住民基本台帳（含む外国人登録人口）を元にコーホート法により推計した値。平成27、28年度は実績値。また、カッコ内は現行計画の数値

□量の見込 ■確保の方策



【取り組みについて】

積極的な余裕教室の活用に努め、量の見込みに対し確保の方策を満たしていきます。ニーズに対してサービス提供が行えるようにします。



©菊川市